

障害者文化の可能性

— 精神障害者の当事者活動の事例から —

The Possibility of a Culture of “The Disabled”

— The Case of a Selfhelp Group of Mental Illness —

早野 禎二

Teiji HAYANO

キーワード：社会関係資本、福祉文化 自立

Key words : Social capital, Culture of welfare, Independence

はじめに

「自立」とは何かというのは、難しい問いである。何をもって「自立」というのか。経済的に自分で生活していけることか、精神的に「自立」していることか。何よりも、「自立」そのものが本当に是なのかという問いが成り立ちうる。「自立」に対する「依存」は、否定されるべきものなのか。現在、「自立」を是とする政策が、障害者や若者、ホームレスの分野で進められているが、そこには、「自立」という名のもとに、個人と個人のつながりを分断し、「自立度」によって人々を序列化していく傾向が見られはしないか。

本論文では、精神障害者の当事者活動のなかに、互いに依存し助け合う障害者の福祉文化を見出し、それが、今日の「強制された自立」の流れに対抗する可能性を探るものである。

まず、1では、日本の社会福祉政策の流れを追いながら、社会福祉基礎構造改革以降の「自立」推進政策の中身を見る。そして、そのイデオロギーの意味を中西氏の議論から考えてみたい。2では、従来の福祉文化に関する定義を見ながら、藤崎氏の人々の相互行為のなかに福祉文化を見る視点に注目していきたい。3では、社会関係資本の議論を、コールマン、パットナムの議論から見ていきたい。4では、実際に精神障害者の患者会活動の事例を見ていく。最後に考察では、精神障害者の活動事例に見られた、互いに依存しあう関係と民主主義的な運営という性格を社会関係資本と福祉文化の視点から検討し、「自立」イデオロギーに対抗する障害者文化の可能性を論ずる。

Summary

Presently Japanese social welfare policy compels a person with disability to become independent. It cuts off ties of a person with disability, consequently those with disability are divided, the person who can become independent and the person who can not. But, now we should not compel independence but reliance. This paper studies the

case of a selfhelp group of people with mental illness and clear that the group correlate with each other dependently and it is social capital.

And this paper clear such reliance is welfare culture, and it counter the society that compel people to become independent.

1 社会福祉における「自立支援型政策」の流れとその批判

社会福祉における「自立」の問題は、時をさかのぼれば、1950年制定の「生活保護法」のなかに現れる。その第1条において、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」とあるように、生活保護は、最低生活の保障を謳いながら、他方で、その人の「自立を助長する」ことを目的としている。また、第4条の保護の補足性のところでは、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とある。この第4条の「保護の補足性」は第1条の「自立の助長」とセットで位置づけられている。

この生活保護法において、それが、その人の最低生活を保障することを主眼としたものか、それとも、その人の「自立」を主眼とするかで議論が生じた。その背景に社会福祉をどのように位置づけるかという視点をめぐる対立があった。

このように生活保護法には、単に憲法25条にもとづく最低生活の保障という側面だけでなく、「自立の助長」という文言があるために運用上、救貧法的発想にもとづいた「惰民養成防止」と「保護費節約」という機能を果たすことになった。

この生活保護法に現れた社会福祉政策における「自立」の考え方は、現在の社会福祉政策の骨格を形作った「社会福祉基礎構造改革」のなかにつながっていくものである。以下、この「基礎構造改革」から「障害者自立支援法」にいたる流れを見ながら、今日の社会福祉施策における「自立」の位置づけについて見ていきたい。

1998年6月に公表された「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」において、改革の概要が示された。そこで、それまでの社会福祉制度は、「終戦直後の生活困窮者対策を前提」としたものであり、「現状のままでは増大、多様化する福祉需要に十分に対応していくことは困難」とされ、基礎的な改革の必要性が説かれた。そして、改革の基本的な方向として次の7点が示された。

- (1) サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立
- (2) 個人の多様な需要への地域での総合的な支援
- (3) 幅広い需要に応える多様な主体の参入促進

- (4) 信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上
- (5) 情報公開等による事業運営の透明性の確保
- (6) 増大する費用の公平かつ公正な負担
- (7) 住民の積極的な参加による福祉の文化の創造

ここでは、社会福祉の理念として、「国民が自らの生活を自らの責任で営むことが基本」とされ、「自らの努力だけでは自立した生活を維持できない場合に社会連帯の考え方に立った支援」が必要であり、「個人が人として尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活を送れるよう支える」ことを目標としてあげている。

このようにこの改革の背景には「自己責任」の考え方がある。「自立」への努力を前提としたうえで、それを補足するという意味で「社会連帯」という概念が使用されている。それは、最初に見た生活保護法の「自立の助長」と「補足性」の考え方につながるものである。そして、最終的に「自立した生活」を送るように支援することがこの「改革」の目的なのである。

この「社会福祉基礎構造改革」によって、それまでの措置制度からサービス利用者と提供者の契約関係へと社会福祉政策の方向が大きく転換し、社会福祉の領域に「市場原理の導入」「多様なサービス提供主体の参入」という競争原理がもたらされることになった。しかし、それは、人々の社会的な連帯を生み出すものではなく、「個」の原理に基づき、競争主義をもたらすものであった。この市場主義、競争主義は、上に見た「自立」「自己責任」の理念と結びつくものであり、それは新自由主義に端を発するものと言える。

この「社会福祉基礎構造改革」に従って、それを障害者分野に展開したのが、2004年に出された厚生労働省の「今後の障害者保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」である。ここでは、次のような点が述べられている。

- (1) 障害保健福祉施策の総合化
(年齢、障害種別、疾病を超えた一元的な体制)
- (2) 自立支援型システムへの転換
- (3) 制度の持続可能性の確保
(給付の重点化・公平化や制度の効率化・透明化)

(1) は、3障害の壁などを取り払い、一元的な体制を作ろうというものであった。精神障害福祉の場合、他の障害に比べて施策が遅れているため、この障害種別の壁を取り払うことを施策の前進ととらえる見方もあった。

(2) の自立支援型システムへの転換については「障害者施策について、政策のレベルにおいて、

保護等を中心とした仕組みから、『障害者のニーズと適性に応じた自立支援』を通じて地域での生活を促進する仕組みへと転換し、障害者による『自己実現・社会貢献』を図ることが重要である。また、これにより、地域の活性化など、地域再生の面でも役割を果たすこととなる」としている。

ここで、「自立支援」という言葉が現れ、障害者が「自立」し、地域で生活しながら「自己実現・社会貢献」することが求められている。「障害者の自立」が求められているが、それは、次の(3)に見られるように自立を前提とした社会福祉施策とセットになっている。

(3)の給付の重点化・公平化という方針からは、応益的な負担の導入、入所施設の負担の見直し、公費負担医療の見直し、補助制度の見直しが打ち出されている。障害者の「自立支援」を行うことと、応益負担、公費負担医療の見直しとがセットになっており、「自立」できないものは、社会福祉施策の対象から外されることになる。言わば、「自立の強制」がそこで起きているといえよう。

また、精神障害者の施策に関しては、次のような点が打ち出された。

- ・「今後10年間で約7万床相当の病床数の減少」
- ・新規に入院する患者については、できる限り1年以内に退院できるようにする。
- ・既に1年以上入院している患者については、本人の病状や意向に応じて、「医療と地域生活支援体制の協働」の下、段階的、計画的に地域生活への移行を促進する。

以上のように精神障害者を病院に長期入院させるのではなく、できるだけ早期に退院させ、地域社会での「自立」生活をめざすという方向が打ち出された。

この「改革のグランドデザイン案」を具体化した法律として「障害者自立支援法」が2006年に施行された。この法の第1条に法の目的が次のように述べられている。

「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図る」

ここでも、障害者の能力や適性に応じて「自立」を支援していくという方向が打ち出されている。そして、法律の内容は、先の「改革のグランドデザイン」をさらに具体化したものになっている。すなわち、

- (1) 障害者福祉のサービスの一元化
- (2) 障害者をもっと働ける社会

(一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業などで働けるよう、福祉側から支援)

- (3) 地域の限られた社会資源を活用できるように「規制緩和」
- (4) 公平なサービス利用のために「手続きや基準の透明化・明確化」
- (5) 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化
 - ①利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」
 - ②国の「財政責任の明確化」

ここで、問題になるのは、(5)の①の「利用したサービスの量や所得に応じた『公平な負担』」という点で、利用者はかかった費用の1割を自己負担することが求められ、「自立」するためにサービスを利用する必要がある人ほど負担が増えるために、サービスを利用しにくくなっているという点である。本来「自立」を支援する法律が、その目的に反する機能を果たすものになって、実際に、作業所等で、工賃よりも利用料の負担が多くなり、通所をあきらめた例も新聞等で報道されている。

就労支援については、この「障害者自立支援法」に先立つ2005年に「障害者雇用促進法」が改正され、それまで障害者の法定雇用率に入っていなかった精神障害者が、雇用率の算定の対象になった。また、精神障害者の短時間雇用(週20時間以上30時間未満)が0.5人として実雇用率に算定されることになった。このような就労支援は、「自立支援」とセットになっており、働けるものは働いて「自立」することが求められ、そのための支援はするが、働けない人への支援はしないという政策になっている。

以上、見てきたように、「社会福祉基礎構造改革」以降の流れは、サービス提供者と利用者との契約関係を基礎とし、個人の「応益負担」を導入するものであったが、そこでの障害者像は、「自立した個人」と呼ばれるべきものである。このような、能力と適性に応じた「自立支援」という方向は、障害者の間に「自立度」に応じた序列化をもたらし、「能力ある自立した」障害者と「能力なく自立できない」障害者の間の分断が進められていくと思われる。障害者といっても障害の程度、障害の種別によって異なるものであり、それぞれにあった支援をしていくことは必要であるが、「社会福祉基礎構造改革」「改革のグランドデザイン案」「障害者自立支援法」の一連の施策の流れは、新自由主義的な個人主義モデルの障害者像が前提とされ、「自立できない個人」は、福祉政策から外されていくものとなっている。

中西氏はこのような障害者自立支援法をはじめとする政府が進める一連の「自立支援」の政策を「自立支援型政策」として批判的に論じている。(中西, 2007) すなわち、「障害者自立支援法」(2006年)や「若者自立・挑戦プラン」(若者自立・挑戦戦略会議 2003年)「若者の包括的な自立支援方策に関する検討会報告」(内閣府 2005年)「ホームレスの自立の支援等に関する特別措

置法」(2002年)のような法律や食育基本法(2005年)や健康増進法(2002年)において「自立」の強要とも言うべきことが述べられていると中西氏は述べる。このような「自立支援」を謳う政策は、中西氏によれば、新自由主義構造改革の一環として打ち出される社会政策で、福祉国家型の社会政策を転換・変質させる特質を帯びているとされる。「自立支援型政策」は、「社会保障・福祉コストの削減を実現するものであり、かつそうした削減効果を正当化するために、社会政策の普遍主義的性格を後退させ、瓦解させる」(中西, 2007: 179)のものであるとされる。

中西氏によれば、このような一連の「自立支援型政策」は「自立」と「依存」を対立させ、公的支援に頼っている者を「依存者」として自立支援政策の対象から排除していく。すなわち、その人がどれだけ「自立」しようとしているかを評価の基準として支援対象選択の基準にしているため、公的支援が必要でない人ほど、自立支援政策の対象になり、逆に、「自立」をしていないとみなされた人ほど、公的支援の対象外になるというプロセスが進み、それによって福祉コストを削減しようとしているのである。こうして、中西氏によれば、一方では「馴化としての自立」が他方では『「自立できない存在」への徹底したスティグマ付与と権威主義的支配の強化』(中西, 2007: 194)が進むとされる。

中西氏は、人間は社会的存在であるから、互いに依存しあうことは不可避であるとする。自立的存在であるためには、社会的な支えあいをいっさい否定することはできない。中西氏は、「依存する関係」の潜在的可能性について次のように述べている。

「助けてもらう」とは自分一人の力ではできないことを他者もくわわって行うよう求めることですが、そうした依存には社会形成の視点から見て実は豊かな可能性がはらまれています。社会が支えてくれるよう援助を求める場合も同様です。依存しあえる関係の構築は、きわめて高度な社会形成の技法(アート)や社会的資源の配置・配分方式を必要としており、これらは再び、個々人の生の豊かさを担保する社会の蓄積された力量・資源に数え入れられているからです。依存しあう関係に秘められたそうした可能性(ポテンシャル)は共同や友愛、社会連帯主義といった観念で歴史的表現されてきました。(中西, 2007: 201)

ここで述べられている「高度な社会形成の技法(アート)や社会的資源の配置・配分方式」は、福祉国家による資源の配分や、「社会的な」領域での社会連帯につながるのものであると考えられるが、それは「依存しあえる関係」と不可分の関係にあるということである。

助け合う相互依存関係には、高度な社会形成を生み出すポテンシャルがあるという視点は、「自立支援型政策」における「自立」と「依存」を対立的にとらえる見方と対極にあると言える。現在の「自立支援型政策」においては、人々に「自立」を強いるが、それは、個人と個人を分断

するものであり、今、必要なのは、お互いが「依存しあえる関係」であって、それは、人々の社会的連帯を生みだすと思われる。本論文では、障害当事者同士の活動の中に「依存しあえる関係」を見出し、それが「自立支援型政策」とは対極の位置にあることを論ずるものである。

2 福祉文化論

ここでは、「福祉文化」がこれまでどのように論じられてきたのかその経緯を追いながら、本論文での「福祉文化」の位置づけについて論じていきたい。

もともとは、「福祉文化」という言葉が最初に使われたのは、1962年の灘生協において組合員の相互扶助活動の討議の過程で、「福祉文化事業委員会」と名称をつけられた組織が生まれたのが最初であるとされる。生活協同組合のボランティアな「互助」のしくみが人生の質を高めるために必要というのがこの委員会のめざしたものであった。このように、「福祉文化」という言葉はその発端において相互扶助的な関係と親近性があったといえる。(馬場, 2005:5)

福祉文化について、一番ヶ瀬氏は、「自己実現をめざしての普遍化された“福祉”の質(QOL)を問うなかで、文化的な在り方を実現する過程及びその成果であり、民衆のなかから生み出された文化」(一番ヶ瀬, 1997a:3-4)と定義している。また、一番ヶ瀬氏は、「福祉の質を高めるための“福祉の文化化”とノーマライゼーションの理念を媒介とし、さらに高齢社会の到来にともなう生涯学習への需要を契機として、“文化の福祉化”」(一番ヶ瀬, 1997b:6)が目ざされていき、その二つが統合された概念として、「福祉文化」という概念になっていったという。そして、新しい社会の価値観、人間観を根底において、一人一人の自己実現をめざした新たな文化創造こそ福祉文化の内容であるという。そして、西欧のグレゴリア聖歌が当時の孤児院の子どもたちの合唱団によって洗練化されたことや、日本の平家琵琶が視覚障害者による力が大きかったことなどをあげ、文化とは、社会の中で差別され、逆境のなかで人生の苦悩を感じた人の創造運動であった、としている。(一番ヶ瀬, 1997b:7)

このような福祉文化概念もたしかに一つの定義だと思われるが、本論文では、このような福祉文化概念とは異なった人間の相互関係の中に助け合いと依存の福祉文化を見る視点を考えていきたい。従って、福祉文化という時に、高齢者のファッション文化やろう者の文化とか障害者の絵画作品や音楽などの文化を有形無形の創造物ととらえる視点とは異なる立場からそれを論ずることになる。

日本福祉文化学会はその「研究企画委員会」において「福祉文化活動」を次の5点にまとめている。(馬場, 2005:9)

- ①地域の人々の「出番」がある取り組みであること。この「出番」は、「主体性」「当事者性」

という部分を含みこんだものであるとされる。

- ②地域ならではの「文化」を生かす取り組みであること。
- ③人々のつながりを形づくる「共生」を目指す取り組みであること
- ④人々の心の「生きがい」を保障する取り組みであること。単に衣食住が満たされ、最低限度の生活保障だけでなく、ひとりひとりの自己実現、人生の豊かさを保障していくこととされる。
- ⑤「創造的」でありかつ「普遍的」な価値を求める取り組みであること。

また、各地方から集められた「福祉文化活動」に共通するものとして「つながり、ネットワーク、支え合い、地域」となっている。

以上の点について以下見ていきたい。③の『つながりを形づくる「共生」』という視点は、本論文の当事者のつながりとしての福祉文化という視点に関連する。また、④の自己実現、人生の豊かさという視点も、福祉文化として重要な要素と考える。また、各地方の「福祉文化活動」に共通するものとして、「ネットワーク、支え合い、地域」があるという点は福祉文化を考える上で重要だと考える。

しかし、②において「地域文化」が強調されているが、必ずしも、福祉文化は「地域文化」と関連することがもめられるものではないと考えられる。福祉文化は、地域とは関連はしているが、必ずしも地域の文化とは関連しない福祉文化があると考えられる。

また⑤も普遍的価値を持つ創造的な文化という視点であるが、先にも述べたように、必ずしもこのような抽象的、一般的な意味での文化だけでなく、障害当事者が関わって助け合っていく日常的な相互の関係の中で形成されていくものも「福祉文化」だと考える立場を本論文はとる。

そのほかの「福祉文化」の定義を見ていくと、河野氏は、福祉文化を定義して、「一人ひとりが、それぞれの置かれた立場で、他者との関係を通じて、各自の人間性を発揮できるように、個々の差異を超えて、互いの生を意味あるものとしていく活動の所産である」（河野，2005：26）としている。この定義は一般的であり、他者とのどのような関係性において互いの生を意味あるものとしていくかについては曖昧なままにとどまる。

増子氏は、「福祉文化」で重要なのは「人々が暮らす地域社会の中で、いわゆるノーマライゼーションの原理が生き、QOLが尊重され、それぞれの人間の自己実現に向けた活動が自由に展開されるような運動が「創造的」課題として浮き上がってくることである。」（増子，2005：46）としている。この定義は包括的で範囲が広すぎ、福祉の理念の定義と福祉文化の定義がどこが同じでどこが違うか明らかではない。

河東田氏は、「福祉文化的生活の質」を外的側面（居住状況、教育、仕事、経済、余暇、文化

活動、対人関係、政策立案への参加、将来への希望）と内的側面（自己実現、自由・自己決定、自信・自己受容、安心感、社会的関係）から説明している。(河東田, 2001: 21-22) 後者を主観的側面とし、「ある福祉文化的生活環境の中にいる個人が、誰かから必要とされる、その人らしい、代替のきかない自分として存在することを意味する」としている。そして「福祉文化的生活の質の向上」のために「ノーマライゼーション理念の具体化」をはかっていくことが求められるとする。この河東田氏の福祉文化の定義も生活の質の定義と区別のつかないものになっており、総論的、網羅的になっていると言える。

これに対し、藤崎氏は、「相互行為」という観点から、福祉文化をとらえている。すなわち、「人々の日常的な意識や行動、そして身近な人々の間に展開される相互行為のありようのなかに、実は社会福祉の運用の内実を左右する大きな影響力が潜んでいる。そしてそれは、広い意味での文化の問題としてとらえることもできるだろう」(藤崎, 1997: 191) としている。それは、制度化された福祉ではなく市民の意識や行動の中にこのような制度化された福祉を支えるものが潜んでいるという。そして、社会福祉・社会保障の制度的な側面である「福祉国家」は、「生活の質や、生きる喜びや親密な人間関係などを尊重する『福祉社会』」(藤崎, 1997: 191) によって補完される必要があり、この「福祉社会」は、「人々の日常生活に根ざした“文化としての福祉”」(藤崎, 1997: 191) に根底において支えられているとする。

この藤崎氏の「福祉文化」についての考察は、人々の日常の生活の中での相互行為の次元で「文化としての福祉」を考えるという視点を提起しているように思われる。制度化された福祉を補完する「福祉社会」の次元における「生活の質や、生きる喜びや親密な人間関係」を見る視点は、本論文の障害当事者が形成する信頼関係や「助け合い」の関係の中に福祉文化を見出す視点に通じるものである。そのさい「相互行為」とはどのような内容を指すのかが問題になるが、福祉国家という制度化された次元とは区別された福祉社会レベルにおける福祉文化という定義は、一般的、網羅的な定義ではなく、ある視点を提出するものであるといえよう。ただ、そのように福祉社会が人々の日常生活レベルでの「文化としての福祉」に関連するものと考えるとき、それと福祉国家との関係はどのようになるのか、補完という言葉の中身が検討されなければならない。

最後に「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」のなかでの福祉文化の位置づけを見ていきたい。その中で福祉文化は、社会福祉に対する住民の積極的・主体的参加により、「自助、共助、公助があいまって、地域に根ざしたそれぞれに個性ある福祉の文化を創造する」と述べられている。しかし、「社会福祉基礎構造改革」は、障害者個人の能力と適性に応じた「自立」を目指すものであり、そこでの福祉文化の位置づけは、中西氏の言葉を借りれば、「馴化としての自立」を前提とした議論であると言える。そこでの「住民の積極的・主体的参加」も、この「馴化としての自立」を前提としたものであると考えられる。ここでの「福祉文化」は、先にみたように社会保障・福祉削減、すなわち「公助」を削減し、それを「自助」「共助」で補うためのも

のとして「住民の積極的かつ主体的参加」が謳われたものと筆者は考える。このような福祉文化の位置づけとは異なる福祉文化が、制度化された福祉との関係で構築されていかなければならないと考える。

3 「社会関係資本」論

ここでは、社会関係資本という概念について整理していきたい。それは本論文が障害当事者活動を社会関係資本の視点からとらえる視点を持っているからである。そのような社会関係資本論からのアプローチは、先に見た藤崎氏の人々の日常生活レベルの相互行為の関係のなかに福祉文化を見る視点とつながっていく。

社会関係資本論を見ていく上で、まず、コールマンの社会関係資本論を見ていきたい。彼は、社会関係資本は、物質的資本や人的資本とは異なって、「行為者間の関係の構造に内在」(Coleman 1988:98 同訳 209)し、それは行為者自身に宿ったり、物質的な生産手段に宿るものでもないという。この社会関係資本は次のような役割を果たすとしている。

物質的資本と人的資本が生産的な活動を促進するように、社会関係資本も生産的な活動を促進する。例えば、信頼性や信頼が内部に遍く存在している集団は、そのような信頼性や信頼がない集団よりもずっと多くのことを成し遂げることができる。

(Coleman 1988:212 同訳 212)

コールマンは、「個人にとって役に立つ資本的資源となりうる社会的関係」とは一体何かという視点から、社会関係資本の形態を3つあげている。第一のものとして恩義や期待があり、これは恩義が必ず報われるという。それは社会的環境の信頼性に依存している。このような信頼性の例として、無尽講、頼母子講をあげている。

社会関係資本の第二の形態として、「社会関係に内在する情報に対する潜在力」があげられる。情報は行為をもたらし基盤となる。たとえば、最先端の流行には関心はないが、流行に遅れないために、友人を情報源としている例をあげている。

第三のものは、制裁を伴う規範である。すなわち、「集合体内における指令的な規範は社会関係資本の非常に重要な形態であるが、それによって、人は自己利益的行動ではなく、集合体の利益のために行動できる」(Coleman 1988:217 同訳 217)ようになる。そのような規範は、「社会からの支持、地位、名誉、その他の報酬によって強化」される社会関係資本である。

このようにコールマンは、「行為者間の関係の構造に内在」する社会関係資本という視点から、その形態を3つに分けて論じた。そこで想定されているのは、原子化された個人ではなく、他者

と相互行為の関係にある個人という像である。そのような相互行為の関係そのものが資本となって、何らかの有効性をもたらすというものであった。

このコールマンの議論においては、社会関係資本がもたらす有効性については一般的に述べられているが、次に見るパットナムは、社会関係資本は政治的、経済的なパフォーマンスと関連しており、政治的民主主義の問題と論じている。

パットナムはその著「哲学する民主主義」において、社会関係資本を「調整された諸活動を活発にすることによって社会の効率性を改善できる、信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴」(Putnam 1993:167 同訳 206-207)と定義している。

コールマンが社会関係資本として恩義や期待をあげ、それが信頼に裏打ちされたものだとしていたが、それはパットナムの信頼の議論と重なる。また、規範を社会関係資本とする点でも一致している。ただ、コールマンのあげている情報という側面は、パットナムはあげていない。

パットナムによれば、市民的積極参加のネットワークとしては具体的に「近隣集団、合唱団、協同組合、スポーツ・クラブ、大衆政党などのような活発な水平的交流」(Putnam 1993:173 同訳 215)のことである。この市民的積極参加のネットワークは、社会関係資本の本質的な形態とされる。そして、「共同体のこの種のネットワークが密になればなるほど、市民は相互利益に向けて協力できる」(Putnam 1993:173 同訳 215)ようになる。

社会関係資本が豊かな市民的共同体においては、組織メンバーが重なり、参加は共同体の多様な領域に現れる。このような活動は、法ではなく自発的な連帯と協力によって進められ、契約違反に対しては刑罰ではなく、協力のネットワークからの排除という形で進められる。

パットナムは、この社会関係資本が密か希少であるかによってどのような違いがもたされるかをイタリアの北部と南部を比較を例に取って述べている。北イタリアが例としてあげられる市民的な州では、「地方の任意団体の緊密なネットワーク、地域社会の諸問題への積極的な参加、平等主義的な政治パターン、信頼や遵法」(Putnam 1993:182 同訳 227)が特徴となり、南イタリアが例としてあげられる市民度が低い州は、「政治的・社会的参加は水平的ではなく垂直的に組織」(Putnam 1993:182 同訳 227)されていると結論づけている。北イタリアでは市民度が高いことによって高度に民主主義的な政府が生まれ、そのことによって住民は効果的な公共サービスを要求することができ、また共通の目標に対して共同して行動に当たることができる。そのことによって、経済的にも制度的にも高い水準のパフォーマンスをえることができる。しかし、市民度が低い南イタリアでは、住民は、政治的に疎外されたシニカルな態度を持った嘆願者になりやすいという。

パットナムの議論は、高い水準の政治的、経済的パフォーマンスは、地域における社会関係資本に関連していること、すなわち、単に功利主義的な関係ではなく、信頼と規範に基づく集団やネットワークが地域社会で積極的に活動していることに下支えされているというものであった。

社会関係資本の議論は、信頼、規範、互酬といった「行為者間の関係の構造に内在」するものが資本となって有効性を持つというものである。この議論を受け、本論文では、障害当事者の当事者活動を通じたつながりが社会関係資本となって、積極的な社会参加をもたらすということを論じていきたい。

4 当事者活動の事例

ここでは、実際にある当事者の会であるZ会の活動の歴史と現在の活動状況を見ていきたい。なお、この事例の記述は、この団体の初期の立ち上げにかかわった作業所の職員と現在の会の代表者、会に参加しているボランティア、会のメンバーからのヒアリングと筆者が参加して行った参与観察からまとめたものである。

Z会の始まりは、病院のソーシャルワーカー、病院の元ソーシャルワーカー、及び保健所のソーシャルワーカーがブレインになって作業所を作る上での実績作りとして、家を借りて活動を始めたことに始まる。その活動は、S会のメンバーが中心になっていた。(S会は、千種保健所がやっていた社会復帰を目指した在宅者を中心とした社会復帰グループで、創作教室や料理教室をやっていた) そこでは、昼食会やおやつの会など週2回くらいのペースで行っていて、ボランティアや保健所の職員などが関わっていた。その家は作業所となりS会は発展的に解消する。S会の解消後その作業所の隣に家が空いていたので借りてフリースペースとし、会員制度をつくり、夕食会などを行う。このころ後の重要な支援者であるOさんが関わるようになる。当時は当事者メンバーより支援関係者のほうが多かったが、だんだんと定着していった。当事者メンバーは、市内の他の作業所から来た人、病院のデイケアや保健所の利用者などであった。支援関係者は、作業所の職員や、病院のケースワーカー、学生であった。保健所の相談員のFさんが中心になって会報を出していた。名古屋市から補助金はなく賛助会費でまかっていた。後に会の代表になるKさんはこの頃に参加した。

やがて、家賃が払えなくなり、家賃の安いところに移り、夕食会、昼の会などを行う。それは、家族会とは直接関係のない患者会活動だった。FさんとOさんが中心になって、活動を続ける。Fさんが資金をいろんな人から募っていた。そこでは、Z会の活動が、週何日か行なわれ、また、夕食会も持たれていた。夕食会は、Fさんがレシピを配り知らせていたという。やがて、Fさんが手を引くと、Oさんが主たる資金提供者になり、ビルに部屋を借りて活動を始めた。やがて、工房を始め、ビーズ細工を作っていた。行政からの認可はなく、補助金ももらっていなかった。その当時は、支援者のOさんの果たした役割が金銭的サポートのみならず精神的サポート面でも大きかった。

しかし、Oさんが、事情で、名古屋市から離れることになり、Z会は、Oさんから部屋代として資金援助を続けてはいたが、Oさんは週に一度ほど訪ねることになり、実質的に当事者が自分たちで運営をしていかざるを得なくなる。筆者は、このころから、アドバイザーとして参加した。Z会は、通信を出したり、食事会を企画したりした。食事会が多い時は20名ほど集まり、雑談をしながら、精神障害者を取り巻く状況、精神障害者施策の問題などがざっくばらんに話された。また、Pさんというメンバーの提案で、夜に少人数で集まり、病気の話や生活の話、その他雑談など、特に誰かが仕切るわけでもなく、自然に語り合う集まりがもたれた。それは、組織という形をとったものではなく、4、5人で、流れに任せて、話がなされた。自分の病気の体験、今の生活で困っていることが、その他の雑談が、誰が司会するのでもなく、話され、その中で、共感し合い、時にはアドバイスするものであった。いわゆる、セルフヘルプグループ活動における語り合い、わかちあいの活動がそこには見られた。

やがてZ会の中より、当事者を中心にしたNPOを立ち上げようという動きが始まり、NPO・Tネットが立ち上がったが、それに加わらない人たちは元のZ会というグループ名で活動することになった。これは、あくまでも一般的な傾向だが、NPO・Tネットは、躁うつの人が中心になっていて、会の特徴として何らかの課題設定をして、それに向かって進んでいくという傾向があるが、Z会は、統合失調の人が中心になり、どちらかというと、ゆっくりとしたペースでやっていきたいと思っている人が多い。もちろん、このようにメンバーの傾向がきれいに分かれるわけではないが、二つのグループに分かれた背景にはこのようなものがあると見ることもできる。なお、当初はNPOの定款で、TネットはZ会を支援するとなっており、Z会はTネットが後に作業所を開設するまで少額ながら資金援助を受けていた。

このような状況のなかで、当時、Z会は、参加する人が少なく、活動が停滞していた。やがて、支援者のOさんの資金援助がなくなることになり、それを契機にNPO・Tネットは、市のほうから補助金をもらい、市内に作業所を作って活動を始める。そして、独自に講演企画を行ったり、精神障害者も参加したコンサート企画や通信の発行などの活動を続けている。それは市内の他の作業所にはない独自の活動である。

一方、このTネットに参加しなかった患者会Z会のほうは、この時期以降、KさんがZ会の活動の中心的なメンバーとしてリーダーシップを発揮するようになる。Kさんの略歴は、今、60代であるが、かつて、会社に勤めている間に統合失調症を発症し、会社を退社した後、病院に通いながら、患者会活動に生き甲斐を見い出している人である。学生時代に学生運動をした経験があり、また、会社時代に、山の会を組織して、仲間作りに生き甲斐を見い出していた人である。Kさんは、このZ会のほかに、病院のデイケアのメンバーで作られた患者会組織や障害者も健常者も含めた行楽の集まり関わっていて、(この二つの会とZ会のメンバーには重なりがある)そのような組織を作っていくことに生き甲斐を見出している人である。Kさんは、障害厚生年金をも

らい、会社の退職金で家建てているので、生活費を働いて稼がなくても生活していける経済的基盤がある。そのような生活条件が整っていることもあるが、自分の障害を受容し、働くことではなく、仲間をつどって組織を作っていくことに生き甲斐を見出している人である。このように、いくつかの組織作りに関わってきたため、組織をどうまとめていったらいいかについての経験を積んでいる人である。

Kさんは、Z会の運営するにあたって民主主義的な運営をしていきたいという。しかし、実際に民主主義的に組織を運営していくことの難しさも知っている。Kさんは、民主主義で多数決で決めても、実際に、それに従って実効性を持って組織が動くとは限らず、民主主義的なことの進め方とリーダーのリーダーシップの発揮は、必ずしも一致しない場合があると述べている。また、少数派の意見を尊重しないと、その人たちが組織を離れていくので、多数派がそのような少数派の意見を尊重するような仕組みを考えていかねばならないとしている。

また、組織作りについては、組織を広げていくために、まず、実際に活動の実績を作っていくことであると言う。それは、彼がかって山の会で、最初は呼びかけても誰も集まらず、一人で活動していたが、だんだんと人が集まり、その実績ができると、さらに広がっていったという経験を持っているからである。また、Kさんは、一つの組織が続いていくのは結構大変なことで、そのつど努力が必要であると言っている。このように、Kさんの組織を作っていく意欲とその経験が、ひとつの知恵となって、Z会という組織の活動に生かされているといえよう。

会の組織は、Kさんの方針で、代表をおかず、その代わりKさんが「連絡係」として、会の活動のとりまとめを行っている。Kさんが言うには、代表というのは、メンバーの上に立って権限を行使するというイメージがあるが、自分はそのような代表ではなく、単なる連絡係でいたいという。それは、Kさんの前の代表が、やや独断的に進めてきたので、Kさんはその反省を踏まえているからである。彼は、代表にはつかないつもりだと皆の前で公言している。そこには、民主主義を大事にしたいという彼の組織運営に関する考え方が表れていると言える。しかし、先に述べたように、Kさんには、会の運営に関して、どのように組織を回していけばよいかという知恵があり、そこで果たしている役割は、単なる連絡係ではなく実質的な組織運営者という側面があることは確かである。

会の活動の場所は、Kさんを中心にメンバーが話し合い、いくつかの場所を物色した結果、生協会館の一室を使用料を払って借りていて、そこを定期的な活動の居場所としている。会の経費は、1人、1回100円の参加費と、寄付もあり、その収入から部屋を借りていけるようになっていく。このように定期的に集まれる場所を確保し、そこを居場所にできたことが会の活動にとって大きな意味を持っていると考える。

会の役職としては、代表、副代表、会計がある。ただし、代表というのは対外的に必要な場合に使い、内部ではKさんの方針で、連絡係でいたいという。また、筆者がアドバイザーとして、

また、P S Wの資格を持ち、躁うつ病の当事者でもあるボランティアの人が参加し支援している。Z会は当事者の活動が中心で、話し合いが重視されているが筆者とこのP S Wの資格を持つボランティアなどが時に相談に乗り、アドバイスを与えることで、会の活動が円滑に進むことがあることも確かである。当事者だけの活動は、限界があり、時にメンバー間の対立があったり、意見がまとまらなかったりすることがあり、筆者やそのボランティアが相談に乗ったり、支援することが必要だが、Z会初期に支援者が立ち上げ、支援していた頃に比べ、当事者が自ら決定していく部分は強まっていると言える。また、Tネットからも独立して活動している。それまであったTネットからの経済的援助は、作業所開設に伴い、特定の団体へのみの支援はできなくなったことでなくなっている。

会のミーティングは、毎月の最終土曜の昼から3時間ほど行われる。その日によって違うがだいたい少なくても5名から多くて10名くらいの参加がある。ミーティングはその場で司会と書記が決められる。それから議題が集められる。それに従って、様々なことがその場の話し合いで決められる。会の行事、会の運営に関して大抵のことは議題として取り扱われ、議論に付される。そして、意見が分かれるときは、賛否を挙手で問う。話し合いによる決定が重視され、民主主義的な運営がされている。また、毎月のミーティングで会の会計報告が会計からなされる。ミーティングは、時に、まとまらず、話が脱線することもあるが、それでも、皆の合意のもとに進められている。

会の活動としては、親睦活動として、これまで、食事会、カラオケ、野球観戦、行楽、ボウリング、忘年会、初詣、花見、街のウォーキング、ビアガーデンの会などが行われている。そのほかの活動としては、活動が知られているクリニックや作業所の見学訪問なども行っている。また、月に1回、夜集まって、歓談する会ももたれている。このように親睦活動の中で互いの信頼関係が生まれているといえる。

また、月に1度、通信を発行して、ミーティングで決まったことをメンバーに発送、送信している。また、筆者とボランティアも協力してZ会の活動や歴史を書いたパンフレットを作成し、関係機関に配布した。また、ボランティアでうつ病の当事者である人の助けを借りてホームページも作成している。

このような活動に加えて、メンバーが、病気と、その後の生活体験を語る体験発表会を開かれ、メンバー2名が自らの体験を発表し、他所からの参加者も含めて11名の会が持たれている。Kさん自身が自らの過去を振り返り、病気の経験とその後の生活について語った。それについて参加者からそれぞれの意見が活発に出された。この会に続いて第2回の体験発表会が検討されている。また、精神障害者当事者の全国組織である全精連（全国精神障害者団体連合会）に参加しようという提案がメンバーからなされ、何回かのミーティングでの議論を経て、この組織に入るようになった。また、このこととは別に会のメンバーが全精連の全国大会に参加した。体験発表会

や全精連への参加は、ボランティアでP S Wの資格を持つ人の支援が大きな役割を果たした。しかし、その決定は、あくまでもミーティングでの話し合いに基づいている。

会の歴史を追って見ていくと、当初は、病院や保健所のソーシャルワーカーなどが中心になって立ち上げられ、途中に参加したボランティアの力もあって、支援者の援助に負うところが大きかったが、資金提供をしていた人が事情で地域を離れ、やがて、資金の援助もなくなっていくつれて、当事者の自主性が増した活動になってきている。もちろん、現在でも筆者やボランティアが必要に応じて助言していくことが会の運営に必要なのだが、精神障害者の当事者が、自分たちで決めて運営しようという組織になっていると言える。

ただし、体験発表会のような、自らの経験を語り、皆がそれを共有し、それについて自分の意見を言うという機会は、まだ、Z会の中では少なく、普段のミーティングや夜の集まりの中でも、それぞれの病気の経験を語り、それを分かち合うというセルフヘルプグループ的な性格はそれほど強くない。しかし、精神障害者が互いに信頼関係に基づいて活動し、ともすれば、孤立し、家に閉じこもりがちな精神障害者にとっての居場所となり、それを拠点にして社会的活動を開始しているという点でZ会の活動は大きな意味を持っていると言える。

5 考察

障害者を取り巻く状況として、1で見たように、社会福祉基礎構造改革以降、「自立」の強要とも言うべき流れがある。「障害者自立支援法」は障害者に「自立」を促し、働いて自分で生活していけるように求める。しかし、精神障害者の場合、すべての人が働けるわけではない。調子の波があり、継続的に働けない人も少なくない。それは、他の障害の場合にもあてはまるであろう。しかし、今の福祉政策には、就労に不向きで、いわゆる「自立」をしていけない人に対する政策は限られている。確かに、就労して働いて行けない人の生活保障として「生活保護」制度はあり、それが最終的なセーフティネットになっている。しかし、生活保護は、今後受給制限が予想されることや、何よりも、スティグマが貼られる傾向がまだまだ日本社会では強い。このような状況は、中西氏の言うように、一方で、「馴化としての自立」の強制と、他方で『「自立できない存在」への徹底したスティグマ付与』という今の日本社会の新自由主義の流れが背景にある。このような流れは、「自立」していける人と「自立できない」人の間に分断を生んでいく。

そうした状況の中で、障害者にとって今必要なのは、「自立」に向けて自分を絶えず駆り立てていくことではなく、障害者同士の横のつながり、中西の論じた「依存し合える関係」が持っている社会連帯のポテンシャルの可能性を模索していくことであると筆者は考える。それは、障害者同士が日常的な相互関係の中に、「生きる喜びや親密な人間関係などを尊重」する「文化としての福祉」を見る福祉文化の視点につながっていく。

精神障害者のグループであるZ会の活動の事例は、そのような障害者同士の相互に依存しあえる関係の一つと見ることができる。そこで、Kさんが中心になって作られている関係は、互いに親密な関係であり、また、民主主義的な運営に基づいた信頼関係があり、一つの社会関係資本とみなすことができる。このようなZ会の活動は、パットナムの言う市民的積極参加のネットワークの一つであり、「水平的交流」がなされている一つの例であると言える。それは、「自発的な連帯と協力」によって支えられている。

Z会の今現在の活動は、親睦的な関係が強く、全精連などへの参加など政治的・社会的参加は萌芽的な形でしか見られない。しかし、このようなZ会の活動はそのつながりが社会関係資本になって、今後、様々な障害者の運動や社会活動へとつながっていくポテンシャルがある。Z会の日常的な活動のなかで作られていく社会関係資本が、やがて、精神障害者の民主主義的な政治参加の土台になっていくことが期待されるのである。特に、情報が隠されることなく公開され、紆余曲折はあるにせよ、メンバーの話し合いで決めていくという民主主義的な組織運営が見られることが重要である。

もちろん、それは、筆者やボランティアのサポートが不可欠であるが、メンバーである精神障害者の自主性は強いものと思われる。ただ、メンバーのまとまりがない時、メンバー同士の衝突がある時などに筆者やボランティアスタッフが適切な助言を与えることは会の運営にとって重要である。精神障害者の集まりは、時に集団が内向きになり、場合によっては收拾がつかなくなることが、健常者の組織よりは多いように思われる。その意味で、アドバイスが必要な時がある。しかし、それにもかかわらず、Z会の活動に見られるのは、「自立」に駆られ、孤立していく個人個人の障害者という像ではなく、日常の活動のなかで、時には衝突しながらも、互いに、助け合い、依存しあうなかで、生きる喜びや親密さを感じながらつながっていく障害者像である。それは、一つの障害者の福祉文化だということができると筆者は考える。Z会の現在の活動は、障害の悩みを打ち明け分かち合うといういわゆるセルフヘルプ活動的な性格はそれほど強くないが、いっしょに行楽に出かけ、また、夜の集まりで、隣の人と、何気ない歓談をしたり、行事や活動などを皆で民主主義的に決めていく関係の中に、社会関係資本と呼ばれるべきものがある。それは人と人との間に蓄えられていくストックであり、それを本論文では広い意味で福祉文化として論じてきた。このようなZ会の活動のなかに見られる福祉文化は、今の政府が進める「自立支援型政策」に包摂されない方向性を持っていると筆者は考える。

ただ、最後に一点だけ付け加えておくと、このような精神障害者患者会Z会の活動の例に見られる障害者の福祉文化の可能性の議論は、十分な福祉政策があって初めて意味があると筆者は考える。制度化されざる福祉社会における福祉文化の議論は、重要であるが、福祉国家という制度化された福祉の議論を欠いては不十分である。障害者をめぐる雇用の現状は厳しく、また、障害年金だけでは、経済生活が成り立たない状況があり、生活保護制度も支給制限の方向にある。こ

のような生活保障がなされて、初めて、障害者の福祉文化の議論も意味を持ちうる。

Z会という活動が、一つの精神障害者の横のつながりをもった助け合いの福祉文化であると言えるが、例えば、その場所は、たまたま、会員の会費で会場が借りられるという幸運があったが、そのようなことを個々の障害者団体の努力に任せるのではなく、行政に、そのような場所を無料で提供するような政策があれば、もっと、このような活動は広まっていくであろう。また、このような当事者の活動への行政からの資金補助があれば、また、活動はいっそう活発になっていくであろう

障害者が相互に依存しあえる関係としての福祉文化の議論はその意味で、福祉制度の在り方の議論と不可欠であると言える。現在のような「自立」を強制するような福祉制度ではない、障害者の豊かな福祉文化を促進していけるような福祉政策が求められているといえよう。中西が述べているように「依存しあえる関係」は「きわめて高度な社会形成の技法（アート）や社会的資源の配置・配分方式を必要」としている。福祉社会と福祉国家の新たな関係に基づくシステムが構築されなければならないと筆者は考える。

引用文献

- 中西新太郎 2007年 『『自立支援』とは何か—新自由主義社会政策と自立像・人間像』
 (後藤・中西他著 『格差社会とたたかう』青木書店 所収)
- 馬場清 2005年 「福祉文化とは何か」 福祉文化研究 Vol 14 日本福祉文化学会
- 一番ヶ瀬康子 1997年a 「福祉文化とは何か」
 (一番ヶ瀬康子他編 『福祉文化論』 有斐閣ブックス 所収)
- 一番ヶ瀬康子 1997年b 『福祉文化へのアプローチ』ドメス出版
- 河野康徳 2005年 「福祉文化再考—実践活動を通じて問い直す—」
 福祉文化研究 Vol 14 日本福祉文化学会
- 増子勝義 2005年 「福祉文化とは何か？」についての私的考察
 福祉文化研究 Vol 14 日本福祉文化学会
- 河東田博 2001年 『『ノーマライゼーションの理念』と『福祉文化的生活の質』の向上』
 (一番ヶ瀬・河東田編 『障害者と福祉文化』明石書店 所収)
- 藤崎宏子 1997年 「社会福祉サービスの提供と利用」
 (新社会福祉学習双書 社会学 全国社会福祉協議会 所収)
- Coleman, James S. 1988 “Social Capital in the creation of human capital”
 in American Journal of Sociology 94 1988
- コールマン 「人的資本形成における社会資本関係」金光 淳訳
 (野沢慎司編 『リーディングス ネットワーク論：家族・コミュニティ・社会資本関係』 所収)
- Robert Putnam 1993 “Making democracy work” Princeton University Press
- ロバート・D・パットナム 2001年 『哲学する民主主義』河田潤一訳 NTT出版